

○国立大学法人秋田大学公益通報処理規程

(平成23年12月1日規則第249号)  
改正

(目的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法(平成16年法律第122号。以下「法」という。)に基づき、国立大学法人秋田大学(以下「本学」という。)における公益通報者の保護及び公益通報の処理その他必要な事項を定め、本学における法令遵守体制の強化を図り、もって本学における業務の公平性及び適法性を確保し、並びに社会的信頼を維持することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 公益通報 本学の職員(労働者派遣契約等に基づき本学の業務に従事する者を含む。以下同じ。)が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的ではなく、本学又は本学の業務に従事する役員及び職員(以下「役職員」という。)について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、第4条第1項に定める通報窓口に通報することをいう。

(2) 公益通報者 公益通報を行った者をいう。

(3) 通報対象事実 法第2条第3項に定める通報対象事実及び本学が定める規則等の規定(ただし、不正の行為等に関し、調査を行う権限者等が定められている場合を除く。)に違反し、又は違反するおそれのある行為の事実をいう。

(総括責任者)

第3条 本学に、公益通報に係る業務を管理し、総括させるため、総括責任者を置く。

2 総括責任者は、学長が指名する理事をもって充てる。

(通報窓口)

第4条 本学における公益通報に係る受付等に関する事務を処理させるため、監査室に通報窓口を置く。

2 前項の通報窓口を担当者を置き、監査室の職員をもって充てる。

(通報の方法)

第5条 公益通報は、氏名及び連絡先を明らかにした上で、電話、電子メール、ファクシミリ、書面又は面会により行うものとする。

(通報の受付)

第6条 通報窓口は、公益通報を受け付けたときは、その旨を速やかに総括責任者に報告する。

2 通報窓口は、前条にかかわらず氏名及び連絡先を明らかにしないで行われた通報であって、当該通報の内容に相当の理由又は根拠があるときは、これを受け付ける。

3 総括責任者は、第1項の報告があったときは、当該通報における内容が通報対象事実該当するか否かについて、受付審査を行う。

4 総括責任者は、前項の審査の結果に基づき、通報対象事実該当するときは受理、通報対象事実該当しないときは不受理として、当該公益通報者に対し通知を行う。

(調査の実施)

第7条 総括責任者は、前条第3項の審査の結果、通報対象事実に該当することが確認された公益通報について事実関係等の調査を行う。この場合において、総括責任者は、調査を開始する前に学長に報告する。

- 2 総括責任者は、前項の調査を行わせるため、調査委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 3 総括責任者は、第1項に定める調査において、当該公益通報に係る被通報者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(委員会)

第8条 前条第2項の委員会組織は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 総括責任者
  - (2) 学長が必要と認めた常勤理事
  - (3) 学長が必要と認めた外部有識者
  - (4) その他学長が指名する職員
- 2 前項の委員に加えて、次に掲げる者を陪席させることができる。
    - (1) 常勤監事
    - (2) 副理事(総務担当)
    - (3) 総務企画課長
    - (4) 人事課長
    - (5) 広報課長
    - (6) その他総括責任者が必要と認めた者

(協力義務)

第9条 役職員は、公益通報に係る事実関係の調査に際し、必要な協力を求められたときは、正当な理由なくこれを拒否することができない。

(調査結果の通知)

第10条 総括責任者は、委員会における調査の結果(以下「調査結果」という。)について、速やかに当該公益通報者及び当該被通報者に対し通知を行う。

- 2 前項に定めるもののほか、総括責任者は、当該公益通報者に対する通知の前に、調査結果を学長に報告する。

(是正等の措置)

第11条 学長は、前条第2項に定める報告により通報対象事実があると認めるときは、被通報者等に対し是正等の措置を講ずるよう要請し、又は命ずる。

- 2 被通報者等は、前項の要請又は命令を受けたときは、是正等の措置を講じるとともに、遅滞なく当該是正等の措置の内容について学長に報告する。
- 3 学長は、必要に応じ、調査結果及び前項の是正等の措置の内容について公表し、又は関係機関等に対し報告を行うものとする。
- 4 総括責任者は、当該公益通報者に対し、第2項に定めるところにより学長に報告のあった是正等の措置の内容について通知する。
- 5 学長は、不正行為等が明らかになったときは、不正行為等に関与した役職員に対し、国立大学法人秋田大学職員就業規則その他の関係規則等に基づき懲戒等の手続を含む必要な措置を講ずることができる。

(公益通報者の保護)

第12条 役職員は、公益通報を行ったことを理由として、当該公益通報者に対し解

雇(労働者派遣契約等に基づき本学の業務に従事する者にあつては、当該契約の解除)その他の不利益な扱い(以下「不利益な扱い等」という。)を行ってはならない。

2 公益通報者は、不利益な扱い等を受けたと思料されるときは、適切な措置を講ずるよう総括責任者に申し立てることができる。

(被通報者等への措置)

第13条 学長は、被通報者等について、調査結果に基づき通報対象事実がないことが明らかになったにも関わらず、何らかの不利益が生じたときには、その回復のために必要な措置を講ずる。

(秘密の保持)

第14条 公益通報の処理に従事する者は、職務上知り得た一切の情報に係る秘密を漏らしてはならない。

(不正の目的)

第15条 公益通報者は、虚偽の通報、又は他人を誹謗中傷する通報その他の不正の目的の通報を行ってはならない。

(その他の通報に対する準用)

第16条 法第3条第2号及び第3号に規定する公益通報(関係行政機関等に対する通報をいう。)を行った場合にも、この規程を準用する。

2 公益通報者以外の者からの通報に対しては、この規程を準用する。

(利益相反関係の排除)

第17条 公益通報の処理に従事する者は、自らが関係する事案の処理に関与してはならない。

(補則)

第18条 この規程に定めるもののほか、公益通報の適切な処理に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。